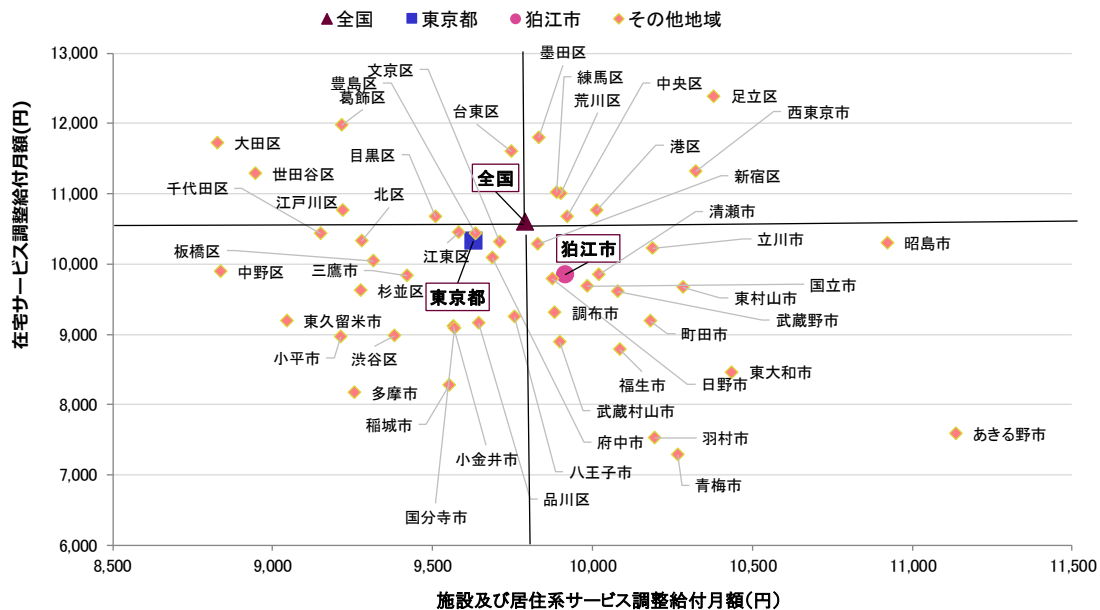


(2) 施設サービスと在宅サービスの利用バランス

平成31（2019）年の狛江市の第1号被保険者1人当たりの給付月額、在宅サービスの給付額が9,851円、施設及び居住系サービスが9,916円となっています。

全国と比較して東京都はやや施設サービス給付月額が低くなっています。狛江市は施設サービスの給付月額が全国、東京都よりもやや高いものの、全国平均に近いものとなっています。（図3-24）

図3-24 第1号被保険者1人当たりの給付月額
（在宅サービス・施設及び居住系サービス）



（時点）平成31（2019）年

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

○全国	（在宅サービス：10,600円 施設サービス：9,790円）
○東京都	（在宅サービス：10,335円 施設サービス：9,627円）
○狛江市	（在宅サービス：9,851円 施設サービス：9,916円）

【「在宅サービス」、「施設及び居住系サービス」とは、以下のサービスをいいます。】

○在宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、短期入所療養介護（介護医療院）、福祉用具貸与、福祉用具購入費、住宅改修費、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

○施設及び居住系サービス

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護